

# 青森県報

号外第八十七号

平成十六年  
十一月二十九日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

ふるさとの森と川と海保全地域の指定…………… (河川砂防課) …… 一

### 公 告

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表…………… (河川砂防課) …… 二

## 告 示

### 青森県告示第七百八号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

平成十六年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	区 域
大畑川流域ふるさとの森と川と海保全地域	一 森林 下北郡大畑町大字大畑字本町八〇の二〇、字朝比奈岳 国有林一〇三七林班の内、一〇三九林班の内、一〇四 林班の内、一〇四一林班の内、一〇四二林班の内、一〇

- 四三林班、一〇四四林班、一〇四五林班の内、一〇四六林班、一〇四七林班、一〇四八林班の内、一〇四九林班の内及び一〇五四林班の内並びに字赤滝山国有林一〇五八林班の内、一〇六六林班の内、一〇七四林班の内、一〇七五林班の内、一〇七六林班、一〇七七林班の内、一〇七八林班の内、一〇八二林班の内、一〇八七林班の内、一〇八八林班の内、一〇八九林班の内及び一〇九五林班の内並びに字鍋滝山国有林一〇九七林班の内、一〇九八林班の内、一一五林班の内、一一〇九林班の内、一一四林班の内、一一一六林班の内、一一一七林班の内、一一一八林班の内、一一二林班の内及び一一二二林班の内並びに字二階滝国有林一一三三林班の内、一一三五林班の内、一一三七林班の内、一一四四林班の内、一一四六林班の内、一一四七林班の内、一一四九林班の内、一一五林班の内、一一五一林班の内及び一一五二林班の内並びに字葉色山国有林一一五三林班の内、一一五九林班の内、一一六二林班、一一六四林班、一一六五林班の内、一一六六林班の内、一一六七林班の内、一一七二林班の内及び一一七二林班の内

### 二 河川

- 1 下北郡大畑町大字大畑字赤滝山国有林一 五八林班  
一 六六林班、一 七四林班及び字葉色山国有林一一六二林班の境界にある大畑川と湯ノ股川の合流点から、下北郡大畑町大字大畑字鍋滝山国有林一 九九林班、一一二林班、一一三林班及び一一五林班の境界にある重兵衛沢と階子沢の合流点までの大畑川に面する沢敷区域

- 2 大畑川のうち、湯の股川との合流点から下北郡大畑町大字大畑地内の上大畑橋上流端までの大畑区間

- 3 下北郡大畑町大字大畑字湯坂下地内及び字楡ノ木地内の河跡湖

### 三 海岸

1 木野部自然海岸

(一) 下北郡大畑町大字大畑字鍵掛六七の一七地先の鷲巢沢の中心点と同字六〇の一地先の鷲巢沢の中心点を結んだ線の延長線を基点にして平行に南東へ二百メートル進んだ線と、下北郡大畑町大字大畑字木野部六〇の三、字鍵掛二の三、四の一との境界線及び字佐藤平国有林一一九六林班わ小班との境界線と海岸線により囲まれた区域

(二) 下北郡大畑町大字大畑字佐藤平国有林一一九六林班わ小班の国有林境界線一、二、右十五号、右十六号、右十七号、右十八号、右十九号、右二十号、右二十一号、右二十二号、右二十三号、右二十四号、右二十五号、右二十六号、右二十七号、右二十八号、右二十九号、右三十号、右三十一号、右三十二号、右三十三号、右三十四号、右三十五号、右三十六号、右三十七号、右三十八号、右三十九号、右四十号、右四十一号、右四十二号、右四十三号、右四十四号、右四十五号、右四十六号、右四十七号及び国有林境界線一の点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

2 ちぢり浜海岸

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた区域

ア 下北郡大畑町大字大畑字赤川一二と一四との境界を基点として北東方向へ二百六十五メートル進んだ延長線の地点

イ 下北郡大畑町大字大畑字佐助川四九一地先水路と

同字二の一との境界を基点として北東方向へ百メートル進んだ延長線の地点  
ウイの基点  
エ 下北郡大畑町大字大畑字赤川一三の一と同字一三の二との境界を基点として北東方向へ三十メートル進んだ延長線の地点  
オ アの基点から北東の方向へ百四十メートル進んだ延長線の地点

公 告

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）第七条第一項の規定により大畑川流域ふるさとの森と川と海保全地域におけるふるさとの森と川と海の保全に関する計画を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

大畑川流域保全計画

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項	
1 大畑川流域の概要	1
2 大畑川流域の保全地域	2
3 保全すべき森・川・海の特質の概要	3
4 保全地域の土地利用、地域文化の概要	3
5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項	4
(1) 保全の目標	4
(2) 保全施策	4
第2 ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項	
1 清流管理指針	6
2 森・川・海的主要な要素を保護するための事項	9
3 森・川・海の維持・管理に関する事項	12
4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項	12

平成 16 年 11 月

青 森 県

大畑川流域保全計画

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項

1 大畑川流域の概要

大畑川は、荒沢山と朝比奈岳を結ぶ稜線にその源を発し、多くの支川を合わせながら急峻なV字谷を形成する山間地を北流したあと流路を東に変え、小目名集落付近において再び流路を北東に変えて大畑町市街地を貫流し津軽海峡に注ぐ、流路延長31.6km(うち河川指定延長:13.6km)、流域面積169.0km<sup>2</sup>の二級河川である。

上流域は、ブナ・ヒバを中心とする国有林であり、特にヒバは日本三大美林に数えられている。

中流域は、大滝・屏風岩などの景勝や罅穴が見られる薬研渓流とミズナラなどの多様な樹種からなる豊かな渓畔林が一体となり優れた自然環境を有し、下北半島国立公園に指定されている。

小目名地区周辺から河岸段丘が形成されるとともに下流部に沖積低地が形成され、水田や市街地が広がっている。河口から小目名地区までは、河川整備が実施されている。

河口部には漁港が整備され、河口から東西に広がる海岸は、構造物が多く自然海岸は少ないが、急峻な地形の岩礁海岸や奇岩などによる特異な地形を有する区域も存している。

2 大畑川流域の保全地域

大畑川の保全地域は、自然環境が優れた状態を維持している区域のうち、森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域として、自然環境が優れていること、多様な動植物や貴重な種が生息・生育していること、地域住民との関わりが深いことなどの理由から下記の区域を保全地域として指定する。

	保全地域
森林	国有林：1037林班の内、1039林班の内、1040林班の内、1041林班の内、1042林班の内、1043林班、1044林班、1045林班の内、1046林班、1047林班、1048林班の内、1049林班の内、1054林班の内、1058林班の内、1066林班の内、1074林班の内、1075林班の内、1076林班、1077林班の内、1078林班の内、1082林班の内、1087林班の内、1088林班の内、1089林班の内、1095林班の内、1097林班の内、1098林班の内、1105林班の内、1109林班の内、1114林班の内、1116林班の内、1117林班の内、1118林班の内、1120林班の内、1122林班の内、1123林班の内、1135林班の内、1137林班の内、1144林班の内、1146林班の内、1147林班の内、1149林班の内、1150林班の内、1151林班の内、1152林班の内、1153林班の内、1159林班の内、1162林班、1164林班、1165林班の内、1166林班の内、1167林班の内、1171林班の内、1172林班の内 民有林：下北郡大畑町大字大畑町字本町80の20(大安寺やすらぎの森)
河川	上大畑橋から赤滝上流の重兵衛沢と降子沢の合流点までの大畑川に面する沢敷区域と大畑川の区域、及び下北郡大畑町大字大畑字湯坂下地内及び字福ノ木地内の河跡湖
海岸	木野部自然海岸の区域 ちぢり浜海岸の区域

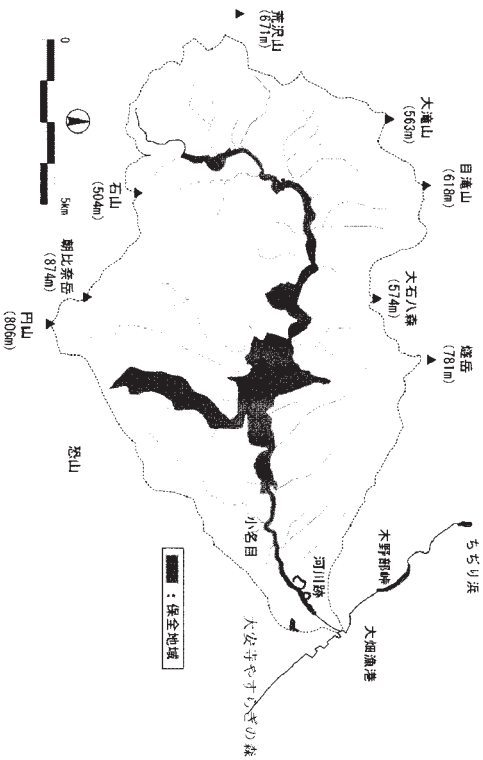


図 大畑川流域と保全地域指定位置図

### 3 保全すべき森・川・海の特徴の概要

大畑川流域は、豊かな自然が残されており、特に次の区域は優れた自然環境を有している。

ヒバやフナを中心とする森林の区域は、木材の生産、水資源のかん養、動植物の生息・生育の場などとして高い機能を持つ区域である。

薬研渓流の区域は、大滝、うぐい滝、糸魚淵や罅穴がみられるなど特異な地形を有しているとともに、サウグルミ、タニウツギ、ミズナラなどの樹種からなる豊かな深層林が形成され、希少種であるシノリガモの繁殖地になっているほかアカシヨウヒソク、ウマタカが生息するとともに、ヤマメ、イワナ、アユなどが生息するなど自然度の高い区域である。

さらに赤滝より上流には、アマスアや希少種となっている陸封型のヤマメの一種であるスギノコが生息しているほか、ヤチダモやフナなどの樹種からなる深層林が発達している。

高橋川地区の区域は、河川改修済みであるが、砂州、砂礫等自然河床であり、河岸にオノエヤナギなどのヤナギ類が繁茂しているとともに、汽水域の上流端に位置し、アユ、カワヤツメ、ウグイ、ワカサギ、ヤマメ、カジカ、シラウキゴリなど生息する魚種も多く、河川生態環境の優れた区域である。

下流に残る大小の三日月状の河跡湖は、市街地に近傍した区域でありながら、旧河川の大きな蛇行の形跡が当時のままに残っているとともに、オノエヤナギ、オギなどの河辺植生、ヒメガヤ、ヨシなどの水生植物群落がまとまってみられるほか、ヤマメ、ジュズカケハゼ、ウキゴリ、サケ、シマドジョウなど生息する魚種も多く多様な動植物の生息・生育する貴重な区域となっている。

大畑川河口より西側のちぢり浜は、石英安山岩を主体とする岩盤からなっており、波食台を形成し、長い年月にわたって波で削り掘られた罅穴がみられるなど、変化に富んだ奇岩は特異な海岸地形を形成している。

木野部の自然海岸は安山岩溶岩からなる急峻な地形で平地部がほとんどなく、崖の上部は広葉樹を主体とした樹木に覆われ、前面の海岸部は希少種に指定されているシノリガモの生息地となっているほか、コクガンが飛来する海岸である。

### 4 保全地域の土地利用、地域文化の概要

大畑のヒバは、藩政時代より建築用材として需要が多く、南部藩の藩財政を支える重要な資源であった。明治になって大畑川流域の森林は国有林に編入されたが、林業・林産業は主産業として発展し、地域の産業基盤に大きく貢献した。現在でも各方面からヒバの供給に対する要望が多い。

国有林内には、大畑ヒバ施業実験林や国設薬研野営場、自然観察教育林などがあり、教育やレクリエーションなどに活用されている。また、国有林を活用し「漁民の森づくり活動推進事業」や「大畑町植樹祭」など地域住民によるヒバ・フナの植林が行われている。

中流域の薬研渓流は、豊かな自然環境を資源とした奥薬研修景公園、国営薬研野営場があるほか、薬研温泉郷でもある。これらは、大畑町の重要な観光資源となっており、地域住民はもとより県内外からの観光客等から利用されている。また、ヤマメ、イワナ、アユなどの渓流的りのメッカとなっている。この区域は、大畑川中・上流を中心に指定されている下北半島国定公園の一部となっている。

小自名付近から平地が広がり、集落が点在するとともに、朝比奈橋までの間に農地が存在している。高橋川地区では、生態系に配慮した近自然河川工法による川づくりや魚の生息環境を再生する「川に石を入れる事業（つぶて合戦）」などが行われている。

河跡湖の区域は、市街地に近傍した地域でありながら豊かな自然環境を有していることから、大畑町の「大畑まちづくりプラン」において自然観察など環境学習の場として位置づけられている。

大畑川河口は、イカを主とした沿岸沖合漁業の漁業基地となっている。

「血散り浜」ともいわれ、源頼義の鬼退治の伝説が残る「ちぢり浜」は、特異な海岸地形を有することから、下北少年自然の家などによる自然環境教育・学習の場として利用されている。また、木野部海岸は、岩礁に生息する海鳥などの自然観察の場となっている。

### 5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項

#### (1) 保全の目標

森・川・海は地域住民の生活と結びついて、様々な説話、風俗習慣等の地域文化を形成してきたが、保全地域は、特に流域の特色を有する貴重な財産であることから、流域に関わるすべての人がその価値を正しく認識し、それを大切にする気持ち、ふるさとの森と川と海との共生を積極的に図るという考えの下に連携して一体的な取り組みを行うことにより、ふるさとの森と川と海の保全に努める。

また、森・川・海の特徴に配慮し、適切に実施する。また、森の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施する。

このことにより、大畑川流域の森・川・海が、四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られ、様々な生物を育み、その中で地域住民が潤いと安らぎを得ながら暮らせる特色のある大畑川流域の姿を実現する。

#### (2) 保全施策

上記の目標達成に向けて、次の施策を実施する。

#### ア パートナーシップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、大畑町、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、大畑川流域における連携体制の構築を図る。

#### イ 定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に大畑川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行う。

ウ 人との積極的な関わり合いや場の活用

自然観察など環境学習の場に活用されている大畑ヒバ施業実験林・ちぢり浜などは、今後も積極的に活用を図るとともに、旧河川の区域、高橋川地区等についても関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育む。

さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深める。

エ 特定行為に対する適切な対処

特定行為の届出については、内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上適切な方向への誘導を図る。

オ あるべき姿に向けた適切な創造

創造施策においては、大畑川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海の環境を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組む。

第2 ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項

1 清流管理指針

保全地域内の河川において、河川の状態を的確に把握するための指針、保全施策のための指標とする。

なお、本指針では下記の2つの方法で管理を行う。

ア 公共用水域水質測定

小目名橋観測地点において、「生活環境の保全に関する環境基準」に定める項目測定を果が継続的に行う。

イ 日常的な清流管理

地域住民等により日常的な管理を行う。

(1) 清流管理の基本的事項

ア 管理区間

管理区間は、保全地域指定で定めた河川のうち下表の区間とする。

区分	管理地点及び区間
公共用水域水質測定	小目名橋
日常的清流管理	河跡湖の区域：2号旧川（小さな河跡湖）、3号旧川（大きな河跡湖） 高橋川地区の区域：宇高橋川の中州～高橋川の合流点上流 栗研渓流の区域：栗研橋上流～栗研橋下流 赤滝上流：赤滝～重兵衛沢合流点

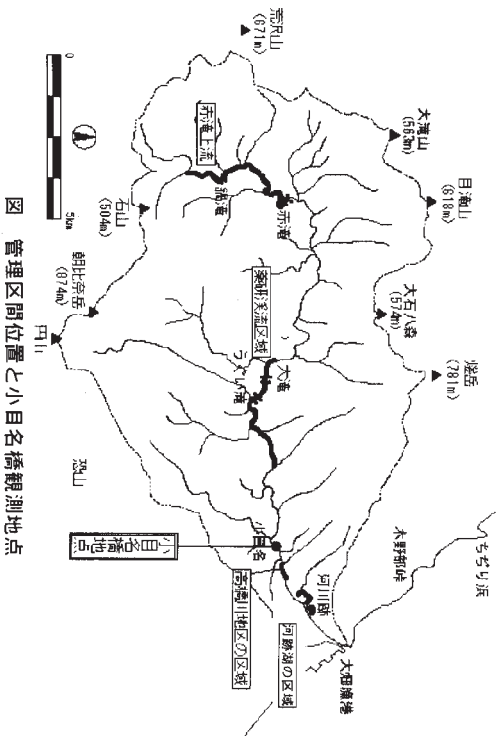


図 管理区間位置と小目名橋観測地点

- イ 管理内容
- 現在の良好な自然環境を将来にわたり維持し、保全していくためには以下の管理を青森県、大畑町および地域住民が一体となって維持管理していくこととする。保全地域の管理については、継続的に水質やゴミ投棄等の現状を把握するとともに巡視等により管理を行う。

(ア) 管理の内容

- ・ 水質の把握
- ・ ゴミの投棄や汚濁排水状況の把握
- ・ その他河岸の状況の把握

(イ) 管理の方法

参加型・学校の総合的学習の時間等を活用するほか、今後の地元協議により役割分担を行う。

(2) 清流管理のための指標

ア 管理指標の設定

(ア) 公共用水域水質測定

公共用水域において定められている水質基準「生活環境の保全に関する環境基準」の5項目 (pH・BOD・SS・DO・大腸菌群数) を指標とする。

(イ) 日常的な清流管理

- i 水量  
目視による濁水時の流量を指標とする。
- ii 水質  
流水の性状 (透視度、臭気等) を指標とする。
- iii 魚類  
魚類の生息状況 (生息範囲、行動、浮上死など) を指標とする。
- iv 水生生物  
「水生生物による水質判定」に示された種を指標とする。

イ 管理すべき基準値

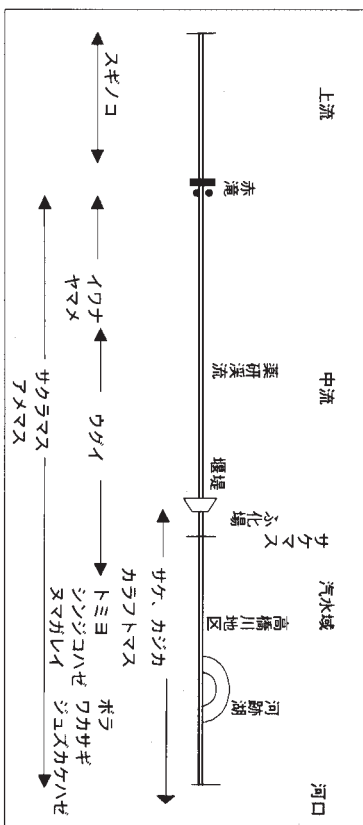
(ア) 公共用水域水質測定

生活環境の保全に関する環境基準 (河川 A 類型) を満足すること。

管理地点	水質管理基準
小目名橋	pH : 6.5 以上 8.5 以下 BOD : 2 (mg/l) 以下 SS : 25 (mg/l) 以下 DO : 7.5 (mg/l) 以上 大腸菌群数 : 1,000MPN/100ml 以下

- (イ) 日常的な清流管理
- i 水量  
濁水時に瀬涸れ等が生じないこと。
  - ii 水質  
透視度、臭気等の異常がないこと。
  - iii 魚類  
既往調査で確認された種の生息範囲や行動に異常がないこと。  
浮上死等の異常が生じていないこと。

表 既往調査による魚類の生息範囲の目安



iv 水生生物

きれいな水 (I) 相当の水生生物の生息が優占すること。

水質判定	指 標 生 物
きれいな水 (I)	カワゲラ ヒラタカゲロウ ナカレトビケラ ヤマトビケラ アヒトシボ ゾユ アミカ サワガニ ウズムシ
少しきかない水 (II)	コガタシマトビケラ オオシマトビケラ ヒラタドロマシ ゲンジボタル コオニヤンマ ヤマトシジミ イシマキガイ カワニナ
きかない水 (III)	ミスカサキリ タイコウチ ミスムシ イソコツムシ ニ ホソドロソコエビ タニシ ヒル
大変きかない水 (IV)	セスジユスリカ チョウバエ アメリカサリガニ サカサキ ガイ エラミミズ

※ 下線部は、平成 14 年 11 月 5~6 日の現地調査で確認された種

2 森・川・海の主要な要素を保護するための事項

(1) 森林の区域・赤滝上流の重兵衛沢合流点から栗研橋までの区域

森林は、地域における貴重な産業・観光・自然資源であることから、区域のほとんどを占める国有林野と連携を図りながら森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう努める。また、国民の森という観点を踏まえ、地域住民など県民参加の植樹や育樹を通じて「森づくり」の活動を推進し、地域に開かれた適切な森林の保全・育成に努める。

イ 「植樹祭」、 「漁民の森づくり」 など植樹・育樹のイベントなどの推進を通じ、 森・川・海のつながりの重要性の普及啓発を図るとともに、 森の保全・育成を担う森林ボランティアなどの人材や担い手の育成を図る。

ウ 赤滝から上流はスギノコほかすすべての水産動植物の採捕が禁止されている保護水面となっていることから、この生息・生育環境を保全するため、ふるさと環境守人、漁業協同組合、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。

エ 栗研沢流の区域は、希少種であるシノリガモの繁殖地となっていることから、その生息環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、地域住民等の連携により巡視活動等を推進する。

オ 栗研沢流の区域は、栗研温泉郷ともなっており、流域外からの観光客も多いことから、自然環境教育・学習の場として活用を推進する。

(2) 栗研橋から上大畑橋までの区域

近自然河川工法による川づくりにより自然に配慮した河川整備が行われた高橋川地区の区域において、継続的なモニタリング調査を行う。

(3) 河跡湖の区域

旧河川の大きな蛇行の形跡が当時のままに残るとともに、河辺植生等がみられ多種多様な動植物の生息・生育の場となっていることから、ピオトーブ(※)空間として、位置的特性を活かし自然環境教育・学習の場としての活用を促進する。

(※)ピオトーブ：ドイツ語でBio(生物)、Top(場所)を意味し、学術上、生物圏の地域的な基本単位を指し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられる。

(4) 大安寺安らぎの森の区域

林内には、多様な樹種が植栽され、遊歩道も整備されていることから、自然体験学習の場や地域住民の憩い、レクリエーションの場としての活用を促進する。

(5) 木野部自然海岸の区域

岩礁等に生息する生物や海鳥の観察など自然環境学習の場として活用を促進する。

(6) ちぢり浜海岸の区域

特異な海岸地形を形成し優れた自然環境を保全するため、下北少年自然の家などによる自然環境教育・学習の場として活用を促進する。

(7) 全般的な保全施策

ア パートナーシップによる取り組みの積極的な推進

(7) 里親制度による清掃活動などの活動を推進し、保全地域を中心に森・川・海での住民参加による保全に取り組む。

(4) 流域の小中学校の児童・生徒による環境学習と連携し、清流管理指針の水生生物・水質調査などを実施するとともに、地域住民等と連携しながら指標項目調査を行う。  
また、水質調査活動のPR等により、生活排水対策等に対する普及啓発を図る。

(9) 地域住民等と行政が協働してパンフレットの作成・配布等を行うなど地域住民等に対する保全計画への理解と保全意識の高揚を図る。

イ 民間団体等の自発的活動の促進

(7) 調査研究の推進を図るため、民間団体等に対する各種助成制度や関係情報の提供等を行う。

(4) シンポジウム、学習会の開催等民間団体等の自発的活動の場を提供する。

ウ ふるさと環境守人による支援

ふるさと環境守人による地域住民等のボランティア活動、観察、環境学習等への支援を行う。

(8) あるべき姿に向けた適切な創造

ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資する森・川・海づくりに当たっては、「県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさとの森と川と海を守り、これを揺るぎない形で次の世代に引き継ぐ」との条例の理念を尊重する。  
森林、河川及び海岸の一体的な整備その他の必要な施策を行う際には、大畑川流域の過去を考察しながら、できる限り自然の状態を維持し、かつての大畑川流域に近づくように次のとおり取り組む。

ア もとものの姿を参考とした森・川・海づくり

事業を実施するときは、もともの森や川や海岸の状態を参考にし、動植物の生態系や自然景観に配慮した森・川・海づくりを実施する。

イ 自然の作用を最大限に活用した森・川・海づくり

森・川・海自身がつくる作用を最大限に活用し、多様な形状の保全・創造に努める。

ウ 注目すべき生物の保全を確保する森・川・海づくり

希少種や絶滅のおそれのある生物、地域の良好な環境を代表する生物を含めた生態系を保全する視点に立った事業実施に努める。

エ 地域住民との対話による森・川・海づくり

大畑川流域の特性に応じた森・川・海づくりを行うに当たって、地域住民等の知見・情報を活用するとともに、地域住民等との連携や役割分担により取り組む。

オ 関係行政機関の連携強化による森・川・海づくり

関係行政機関との連携を密にし、他の事業者が関連する整備を行う場合に十分な調整を図る。



カ 持続可能な大畑らしい森づくり

育成途上の森林については、間伐など適正な保育を推進するとともに、ヒバ、フナなどを中心とした天然林においても適切な実施を行い、公益的な機能を持続的に発揮する郷土色豊かで大畑らしい森林づくりに取り組む。

キ 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保した川づくり

(7) 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保するとともに、周辺のネットワークを断ち切らないように努める。

(4) 河畔林を保全するとともに、連続性の確保に努め、森と川と海を結ぶ回廊となるように配慮する。

(9) 魚類等の遡上・降下に支障のある河川横断工作物(※)の構造を見直し、森と川と海のつながりの確保を図る。

(※)河川横断工作物：河川の中には、治水（洪水被害の軽減・防止）や利水（農業・工業・水道用水の取水など）を目的として、堰など川の流れを遮断する人工的な施設。

ク 連続した環境条件を確保した海づくり

(7) 海岸と海域、陸域、河川などとの空間的な連続性、環境変化の時間的連続性、場や生物の多様性及び変動性に留意する。

(4) 繁殖場、生育場、生息場等になっている多様な場を確保するとともに、その場を構成する環境要素や場のつながりを適正に維持する。

ケ 間伐材を利用した川づくり・海づくり

森林担当部局、河川・砂防・海岸事業担当部局は、お互いに連携して間伐材の需給情報を交換し、地域で供給される間伐材を有効利用し、「森を育む川づくり・海づくり」を推進する。

コ 川づくり・海づくりにおける事業実施後の継続的なモニタリングの実施

事業実施後の状況を継続的に調査し、その効果を検証する。

サ 森・川・海の自然とのふれあいの場の確保

(7) 子どもたちをはじめ地域住民が森・川・海とのふれあいを通じて、自然のすばらしさや大切さを感じることができ自然体験の場、遊びの場、憩い・安らぎの場、交流の場を創造する。

(4) 誰もが安全に河川・海岸に近づき、身近に自然にふれることができるようにユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備を推進する。

3 森・川・海の維持・管理に関する事項

(1) 現地での維持管理内容

(7) ふるさと環境守人による巡視

巡回ルート及び、その巡視方法・巡視エリア・巡視頻度を設定し、ふるさと環境守人が巡視する。

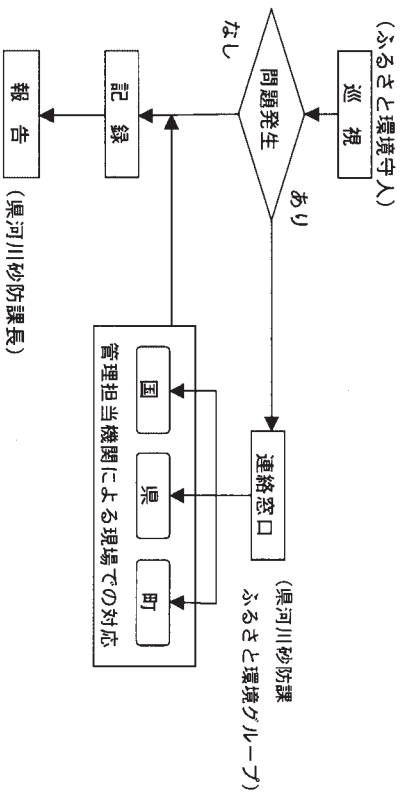
(4) 報告

問題発生時に連絡する以外に巡視した結果を記録し、一月分をまとめて県（河川砂防課長）に報告する。

(9) 問題発生時の対応

問題発生時は、連絡窓口から森、川、海の管理担当関係機関及び大畑町へ連絡を行い、管理担当機関等が現場で対応する。

(2) 現地管理体制と役割分担



4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項

保全地域表示看板の設置

表示看板には、保全地域の名称、保全地域の範囲、保全地域の特質を表示することとし、必要に応じて生息する生物の写真等を表示する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭